

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第五編 労働者の生活

第三章 住宅

住宅建設状況

一九五二年四月に建設省は住宅不足数を三一五万戸、人口増や、災害喪失、老朽消耗などによる年間新規需要増を三二万戸と推定したのであったが、五二年、五三年の新設戸数は各年二四万戸にすぎない。従ってこの状態が続くならば、非常に甘いといわれるこの政府の推定ですらも、毎年約八万戸ずつ新たな不足が積重なり、五二年四月現在の不足三六一万戸が、五二年度末三六九万戸、五三年度末には三七六万戸となり、住宅不足は増加の一途をたどることになる。

建設省調査によると新設戸数の動きは第236表の通りであって五三年においては給与住宅などが増加し、持家は減少し、貸家の増加は停滞している。住宅の面積の増加は一九五〇年が最高でその後は減少傾向を示し、総建築面積に占めるその割合は減少して来ている。住宅以外の建物は多少の増減はあるが、五二、五三年と増加している(第237表)。そして、この内容についてみると第238表の通りで、五二年において銀行や商業用事務所が増加し、五三年には店舗、百貨店及び旅館などの増加していることが注目される。

都市の住宅

都市における住宅の現状を、総理府統計局「住宅統計調査結果報告」によってみよう。

(注) この住宅調査は、一九五三年九月一日現在で行った全国各都市における抽出調査で、住宅の状態をその種類、構造、腐朽破損程度、所有関係、住居世帯の職業、同居世帯状況などについて詳しく調査しているが、ここではその一部を簡単に紹介したに止まる。

まず第239表によると、工場、学校、会社などの事務所、宿直室、小使室のように本来住居用ではない建物に住んでいる世帯が七万一〇〇〇もある。同居世帯は全体で八二万三〇〇〇、寄宿舍、下宿屋、宿直室などに同居しているのが八二〇〇世帯もある。同居の状態は第240表の通りで、なかには四世帯以上も同居しているのがみられる。又第241表によると、住むのに危険であったり、修理不能の劣悪な状態にある住戸は約一九万戸、要修理のものと合せて二一四万戸に達している。そして、これについて労働者の住宅と会社重役層の住宅とを比較するとその相違が歴然としている(第242表)。このことは次のように一人当りの畳数についてみてもはっきりしている。

鉱、工業、建設労働者世帯	一人当り	二・六畳
専門的、技術的及び事務従事者世帯	〃	三・七畳

会社、団体の役員世帯	一人当り	五・四畳
------------	------	------

「給与住宅」

第一六国会で成立した「産業労働者住宅資金融通法」は、労働者の住宅緩和に名をかりて、実は資本家の労働力の確保に政府が財政的な援助を与えるためのものに他ならないが(これについて

は第三部参照)、しかしこうした給与住宅については完全な調査は行われていない。ここでは一九五一年一〇月、日本住宅協会が中心になって行った産業労務者住宅調査によって給与住宅の状態の一端をみることにしよう。これは従業員二〇〇人以上の事業所、一二六九カ所についての調査であるが、これによると第243表の通り、一般に世帯持の労働者は社宅及び家族寮へ、独身者は寄宿舍へ収容されており、産業別では炭鉱を始めとして、その他の鉱業、紡績の順で多く、とくに、炭鉱において世帯持ち労働者の社宅収容率が高いこと、紡績業における独身従業員の寄宿舍への収容率の高いことが目立っている。

なお、経営者が社宅や寄宿舍を必要とする理由として、二交代制の実施及び労働力確保のためというのが六〇%以上を占めているのは注目される(第244表)。資本家にとって、給与住宅は、労働者に対する支配を強め、労働力を何時でも都合のよい方法で使えるよう準備しておくための便利な倉庫に外ならないことが、これによく現われている。

鉱山の住宅

前項で鉱山労働者の給与住宅収容率が高いことをみたが、一九五二年末、全日本金属鉱山労働組合連合会が行った調査によると、職員が独立家屋に住むのに対して、労働者はほとんど四戸一六戸建ての長屋に住み、一世帯当り二部屋というのが大部分で、この部屋数は世帯人員が増加してもほとんどそのまま、七人、八人家族が二部屋長屋に押し込められている状態である。炊事場は大體一世帯専用が多いが、便所は共用が多い(第245表)。

寄宿舍・独身寮の状態

全国蚕糸労働組合連合会婦人対策部の資料によると、会社側の寄宿舍に対する態度、その施設、清掃などについて次のような女子労働者の不満が掲げられている。

会社側の態度

一、寄宿舍にいと圧迫されるようである。

一、門限を破ったら一週間外出禁止

施設について

一、二交替になり工場は明るくなったが、寄宿舍、廊下の照明が暗い。

一、八畳に七人(明らかに基準法違反)。

一、冬季暖房(火鉢がない、湯タンポは二人に一個)。

一、部屋に蒸気が夜九時まで通る。二十五畳に七人。

清掃について

一、洗濯場に洗濯湯が出ない。

一、大廊下、風呂場、洗濯場、講堂などまで自治会で掃除させられるのでつらい。

一、男子浴場まで掃除させられる。

一、寮の掃除の負担が重い(風呂当番、便所当番など時として三つ位重なることがある)。

一、場内の庭の草取りを時間外にやらせられるが、掃除範囲が広いのでくたびれる。

一、ふとん部がないので自治会で洗濯する。

一、ふとん修繕費として月三〇円徴収される。

又、全日本生命保険従業員組合の調査によると、ある女子独身寮の状態は次の通りである。

一、各部屋にガス・水道がついているが、一日中陽のあたらない北側である。風呂がないので銭湯に行っている。

一、部屋は八畳間に三人、六畳間に二人、四畳半に一人となっている。電燈代を入れて部屋代は管理費といって一五〇円払うことになっている。ただし各部屋の冬の炭代は各自の負担である。

一、もとは会社で炊事人もおいていたが、現在はやめたために、全部単独もしくは同室者の共同自炊である。

一、会社では居残りが六時までだが、それから帰って自炊するのは大変である。自炊するようになってから病人がふえ、現在三人が入院している。

中小企業労働者の住宅

一九五三年二月、労働省婦人少年局が埼玉県川口市の鋳物工場、東京の印刷工場と機械工場(いずれも従業員二〇〇人以下)の三八六労働者世帯について行った調査によると、その住居の状態は第246表の通りで、構造では木造本建築(七二%)様式では一戸建(五二%)、所有別では持家(四〇%)がそれぞれ多く、住居の広さは一戸当りの室数平均一・九室、一人当り帖数平均二・三帖となっている。住居の広さは一戸当り一室というのが四〇%、一人当り二帖以下というのが六二%も占めており非常に狭い状態であるが、又この表でみるように木造本建築で一戸建、しかも持家の多い状態は決してそのまま労働者の居住状態の安定さを示すものではない。

一、いわゆる木造本建築構造の住宅は長屋、アパート式のものを含み、これを所有関係からみると持家のほかに借家、借間、寮などを含む。又この表から推測されるように住居が狭く、家の造作や台所などの設備が悪く、不健康な環境にあることが報告されている。様式別で多い一戸建住宅の状態も同様である。

二、持家についても一般的に劣悪ないわゆる木造本建築のほかにバラックや壕舎などを含み、住むに困って苦しい家計のやりくりで建てた劣悪な住宅が大部分である。室数の平均は一戸当り二・二、持家についての調査総戸数のうち一室のみの住宅二一・五%、二室四一・七%、三室二六・四%、四室六・九%、五室二・一%、六室一・四%となっており、又持家の一人当り平均帖数は二・六、一人当り帖数からみた戸数分布状態は一帖未満四・七%、一一二帖二九・五%、二一三帖三五・六%、三一四帖一四・一%、四一五帖一〇・一%、五一六帖四・七%、六帖以上一・三%となっている。所有関係別によるその他の住宅の広さは次の通りである。

住居種類別	借家	社宅	寮	アパート	借間
平均室数	二・一	二・三	一・一	一・〇五	一・一
一人当たり平均帖数	二・五	二・七	一・九	一・九	一・九

なお、飲料水については次の通りで水道、井戸などの共用が多い。井戸使用の多いのは川口鋳物労働者世帯にこれが多いためである。

	総数(%)	専用(%)	共用(%)	不明(%)
総数	一〇〇・〇	三九・四	五三・四	七・二
水道	四七・六	二三・五	二一・八	二・三
井戸	三八・七	一〇・四	二六・五	一・八
水道・井戸	三・一	二・一	一・〇	—
不明	一〇・六	三・四	四・一	三・一

日雇労働者の住宅

東京都労働局の調査(前掲)によると、日雇労働者の二七%が家をもっているが、その大部分はバラックであり、第247表の通り、バラックに果して畳が敷いてあるかどうか疑わしいが一人当り一・二帖未満が最も多い。

